

## おおい町電気自動車導入等促進事業補助金交付要綱

〔平成24年9月20日  
告示第136号〕

改正 平成25年7月10日告示第130号

改正 平成26年7月4日告示第145号

改正 平成27年4月1日告示第119-10-5号

改正 平成29年5月10日告示第152-2号

### (通則)

第1条 おおい町電気自動車導入等促進事業補助金の交付に関しては、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号）及び総合政策課所管補助金等交付要綱に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この事業は、電気自動車の購入及び充電設備の整備に要する経費を補助することにより、電気自動車の導入を促進し、ひいては地球温暖化防止並びに大気汚染の改善を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付規程第3条に定める電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車であること。
- (2) 新車 道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録を初めて受けた自動車をいう。
- (3) 充電設備 一般用電気工作物（電気事業法第38条第1項に適合する充電設備）であって、電気自動車に充電するための充電設備をいい、本体及び付属品を含む。

### (補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、町税の滞納がなく、平成26年4月1日以後に電気自動車を新車として購入した者（以下「電気自動車購入者」という。）又は、新規に電気自動車の充電設備を整備した者（以下「充電設備整備者」という。）のうち、次の各号のいずれか該当するもので、同一の年度においてそれぞれ1回限り、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 電気自動車を自ら使用する目的で購入（割賦販売契約により車両を購入する場合を含む。）し、町内に住所を有している個人であり、当該車両の使用者であること。ただし、リース車両による使用は対象外とする。

- (2) 電気自動車を自ら使用する目的で購入（割賦販売契約により車両を購入する場合を含む。）し、町内に主たる事務所又は事業所を有する法人及び個人事業者であり、当該車両の使用者であること。ただし、リース車両による使用は対象外とする。
- (3) 電気自動車への充電を目的とした充電設備を整備する町内に住所を有している個人であること。
- (4) 電気自動車への充電を目的とした充電設備を整備する町内に主たる事務所又は事業所を有する法人及び個人事業者であること。

#### （補助金額）

第5条 電気自動車購入者に対する補助金の額は、国のクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金業務実施細則（以下「業務実施細則」という。）別表1補助金交付額の欄に規定する金額の4分の1の額とする。ただし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、20万円を限度とする。

- 2 充電設備整備者に対する補助金の額は、設置工事費の金額の2分の1の額とする。ただし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、5万円を限度とする。

#### （補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする電気自動車購入者及び充電設備整備者は、新規登録後又は施設整備後それぞれ60日以内に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 電気自動車を購入する場合は、自動車車検証の写し又はこれに代わるもの。充電設備を整備する場合は充電設備の仕様書。
- (2) 請求書（明細が記載されているもの）又は契約書の写し
- (3) 納税証明書（前年度の町税）
- (4) 個人の場合は住民票の写し、法人の場合は法人登記簿謄本及び履歴事項全部証明書、個人事業者の場合は過年度確定申告の写し又はこれに代わる証明
- (5) その他町長が必要と認めたもの

#### （交付の決定）

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容の調査及び審査を行い、交付の可否及び交付する場合にあっては補助金額を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した電気自動車購入者及び充電設備整備者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した電気自動車購入者及び充電設備整備者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知する。

#### （補助金の請求）

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定通知書を受けた電気自動車購入者及び充電設備整備者は、補助金交付請求書（様式第4号）により補助金の請求を行うものとする。

（財産処分の制限）

第9条 補助金の交付を受けた電気自動車購入者は、業務実施細則別表6に規定する取得財産等の処分を制限する期間まで、又は充電設備整備者は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数期間までは、町長の承認を受けずに取得財産を処分してはならない。

（補助金交付の取消し）

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた電気自動車購入者及び充電設備整備者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消すことができる。

- （1） 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（電気自動車及び充電設備の管理）

第12条 補助金の交付を受けた電気自動車購入者及び充電設備整備者は、当該車両及び設備について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年9月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。  
（読替規定）
- 2 平成24年4月1日以降9月20日までに新規登録した場合において、要綱第6条中「新規登録後又は施設整備後60日以内」とあるのは「施行日から60日以内」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年7月10日告示第130号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年7月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。  
（読替規定）
- 2 平成25年4月1日以降7月10日までに新規登録した場合において、要綱第6条中「新規登録後又は施設整備後60日以内」とあるのは「施行日から60日以内」と

読み替えるものとする。

(経過措置)

- 3 改正前の告示に基づき、電気自動車を新車として購入、又は電気自動車の充電設備を新規に整備した者の補助金の交付に関する適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成26年7月4日告示第145号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年7月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(読替規定)

- 2 平成26年4月1日以降7月4日までに新規登録した場合において、第6条中「新規登録後又は施設整備後60日以内」とあるのは「施行日から60日以内」と読み替えるものとする。

(経過措置)

- 3 改正前の告示に基づき、電気自動車を新車として購入、又は電気自動車の充電設備を新規に整備した者の補助金の交付に関する適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成27年4月1日告示第119-10-5号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の告示に基づき、電気自動車を新車として購入、又は電気自動車の充電設備を新規に整備した者の補助金の交付に関する適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成29年5月10日告示第152-2号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年5月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の告示に基づき、電気自動車を新車として購入、又は電気自動車の充電設備を新規に整備した者の補助金の交付に関する適用については、なお従前の例によるものとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住所  
申請者  
氏名 印

おおい町電気自動車導入等促進事業補助金交付申請書  
(電気自動車購入・充電設備整備)

年度おおい町電気自動車導入等促進事業補助金の交付を受けたいので、おおい町電気自動車導入等促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

おおい町電気自動車導入等促進事業補助金

2 交付申請額 円

補助申請額算出 電気自動車購入 円 (補助基本額) × 1/4  
充電設備整備 円 (設置工事費) × 1/2

3 補助事業の目的および内容

電気自動車の導入等を行うことにより、地球温暖化及び大気汚染の防止に寄与するため。

添付書類

- (1) 電気自動車購入…自動車検査証の写し等  
充電設備整備…充電設備の仕様書
- (2) 請求書 (明細が記載されているもの) 又は契約書の写し
- (3) 納税証明書 (前年度の町税)
- (4) 住民票の写し等
- (5) その他町長が必要と認めたもの

様式第2号（第7条関係）

第 号

住所  
申請者  
氏名

おおい町電気自動車導入等促進事業補助金交付決定通知書  
（電気自動車購入・充電設備整備）

年 月 日付けで申請のあったおおい町電気自動車導入等促進事業補助金の交付については、おおい町電気自動車導入等促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので、同条第2項により通知します。

年 月 日

おおい町長

記

- 1 補助金の額 円  
補助金額の内訳 電気自動車購入 円  
充電設備整備 円
- 2 補助金の交付を受けた電気自動車購入者（充電設備整備者）は、当該車両（設備）について、注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- 3 国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金業務実施細則別表7に規定する取得財産等の処分を制限する期間までは、町長の承認を受けずに取得財産を処分してはならない。

様式第3号（第7条関係）

第 号

住所  
申請者  
氏名

おおい町電気自動車導入等促進事業補助金不交付決定通知書  
（電気自動車購入・充電設備整備）

年 月 日付けで申請のあったおおい町電気自動車導入等促進事業補助金の交付については、おおい町電気自動車導入等促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、不交付と決定しましたので、同条第2項により通知します。

年 月 日

おおい町長

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住所  
請求者  
氏名  
印

おおい町電気自動車導入等促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったおおい町電気  
自動車導入等促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額

円

※口座振替依頼

補助金の交付について、次のとおり口座振替を依頼します。

振込先金融機関名	(金融機関名)	(支店名)
口座の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義		